



● 誌上法学講座

【消費生活相談に役立つ民法の基礎知識】

第10回



村 千鶴子 Mura Chizuko

東京経済大学現代法学部教授・弁護士 日本消費者法学会理事
 専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、
 東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に「Q&A消費生活相談の基礎知識—知っておきたい民事のルール—(ぎょうせい)」、「誌上法学講座—特定商取引法を学ぶ—(国民生活センター)ほか多数。

契約を守らないとき (2)

— 損害賠償責任の基礎 —

1 はじめに

契約を締結して有効な契約が成立した場合には、契約当事者双方がその契約を守る義務を負うこと、契約が守られない場合に債務者の責めに帰すべき事由がある場合(これを「帰責事由」といいます)には、債務者は債務不履行責任を負うことを説明してきました。

今回は、双務契約*1の場合には、履行期限が経過したのに相手方が債務の本旨にかなった履行をしない場合には、債権者は自分の債務の履行について同時履行を主張できる権利があることを説明しました。同時履行の抗弁は、双務契約において相手方が履行遅滞に陥っている場合には、当面、自分の債務についてはどうすればよいのか(つまり支払うべきかどうか)という「当面の対処のしかた」に関するものでした。

では、相手方が債務不履行にあり、契約どおり履行するように請求しても(民法上は、これを「催告」といいます)、相手が契約の本旨にかなった履行をしない場合には、債権者としては最終的にどのような手段を取ることができるかが問題となります。

今回は、債務不履行の場合の最終的な解決方法について取り上げます。

2 契約の解除と損害賠償請求

相手が契約を守らない場合には、契約によって相手に対して「○○をするように請求できる権利」= 債権を取得した者(これが「債権者」です)は、相手方である債務者に対して契約どおり債務を履行するように請求することができます。例えば、お金を支払うことを契約で約束しているのに支払わないといった場合には、裁判所に「金○○万円を支払え」という裁判を起こして判決をもらい、判決が確定しても債務者が支払ってこない場合には、確定した判決に基づいて強制執行をすることができます。これが1つの解決方法です*2。

では、売買契約で履行期限が過ぎても事業者から商品の引渡しがされない場合にはどのような対処ができるでしょうか。この点については、「契約をやめる」の第2回に「法定解除」制度について取り上げた説明を思い出してください*3。履行期限が来たのに事業者が商品を引き渡してくれない場合には、一定の猶予期間において履行の催告をしたうえでその催告期間内に履行がされない場合には契約の解除をすることができます。不完全履行の場合にも、不完全な程度が重大で契約した目的が達成できない場合



には同様に催告解除ができます。

履行不能の場合には、履行できる可能性は皆無で催告しても意味がないので、履行の催告はする必要はなく直ちにその契約を解除することができます。債務不履行を理由に契約を解除すれば、最初に遡^{さかのぼ}って契約は解消されるので、商品の引渡しについての債権者である消費者は自分の「代金を支払う」という債務もなくなる結果、代金を支払う義務はなくなります。既に支払ってしまった代金などがあれば、直ちに返還するように請求することができます。

さらに債務不履行の場合には、契約の解除だけでなく損害賠償の請求も可能です。民法415条では「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする」と定めています。これが債務不履行に基づく**損害賠償請求権**です。

債務不履行の程度が重大で契約を締結した意味がないと客観的に評価できる場合には契約を解除でき、さらに損害を被った場合には損害賠償も請求できるわけです。債務不履行の程度が契約解除できるほど重大ではない場合には、損害賠償請求だけをするようになります。

3 損害賠償の範囲と方法

損害賠償の方法は、原則として金銭賠償です(417条)。発生した損害を金銭的に評価し、その金額を損害賠償として支払うよう請求するという方法です。

問題となるのは、損害の範囲とその評価です。事業者が契約を守ってくれなかったことが一因となっていていろいろな問題が起こってしまった場合には、消費者の立場に立てば「事業者が契約を守ってさえくれればこんなことにはならなかったはず。すべての責任を取ってほしい」という気持ちになるのは、心情的には理解できま

す。こういう関係を「条件関係」といいます。「この原因があったために、この結果となった」という事実関係の因果関係があればすべて責任があるという考え方です。

しかし、民法における損害賠償の範囲の考え方では、条件関係の立場はとっていません。民法416条1項では「債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする」と原則を定めています*4。そして、2項で「特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる」と定めています(**特別損害**といいます)。

このような考え方は消費者としては納得できない場合も少なくないように思われます。「私は悪くない。相手の事業者のせいで起こったことなのに、相手に責任を取ってもらえないのは納得できない」というわけです。これは、消費生活というものが、極めて個人的なものであるということにも理由があるのではないかと思います。

一方で、民法では、「対等な当事者間で起こったことについての公平な責任分配はどうあるべきか」というふうに考えています。さらに、取引の安定性が損なわれないことも配慮して責任分配を考慮しています。個別のケースごとに原因と結果という条件関係さえあれば、すべての損害を賠償しなければならないという考え方を取ると、相手方は損害賠償額の予想がつかない結果となるので、取引の安定が損なわれ社会における経済取引に支障をきたすことになるという視点に立っているわけです。

抽象的で分かりにくいかもしれませんので、具体例を挙げてみましょう。

消費者Aさんは夫婦仲があまりよくなかったため、関係の修復を図るべく結婚記念日に妻にダイヤの指輪をプレゼントすることにし、宝石店と売買契約を締結しました。契約に当たって



は、結婚記念日に間に合うようにと考えて指輪の引渡期日を決めました。ところが、宝石店の事情で指輪の加工が間に合わず、引渡期日までに指輪は引き渡されませんでした。腹を立てた妻は、「結局、私のことなんかはどうでもいいっていうことよね」「いつも口ばかりなんだから」と言い、より関係はこじれてしまい、ついに離婚に至りました。離婚の際にAさんは、慰謝料として300万円を妻に支払いました。

さて、Aさんとしては、宝石を購入する意味はなくなったので債務不履行を理由に契約を解除し、さらに300万円について損害賠償として支払ってほしいと思うのではないのでしょうか。宝石店が契約を守ってくれば離婚までには至らなかった可能性があると考えたいのではないかと思います。そのように思うAさんの気持ちは、分からないでもありません。妻との間を修復したいと考えていたAさんとすれば無理もない気持ちと思われそうです。

しかし、法的観点からここで考える必要があることは、Aさんが妻に支払った慰謝料は民法が定める「債務不履行によって通常生ずべき損害」に該当するかどうか、という問題です。「通常生ずべき損害」というのは、簡単に言えば「こういうことが起こった場合には、通常それが原因でこういう結果が起こるよね。当然に予想できることだろう」ということです。宝石店が指輪の売買契約において履行遅滞を起こした場合には、常に離婚に至るのが普通であるから宝石店は予想すべきだったということはいえるのでしょうか。到底いえないというべきでしょう。宝石店で指輪を購入する人にはさまざまな事情があります。Aさんが指輪を購入した事情はかなり特殊な極めて個人的な事情であったといえるでしょう。

このように、債務不履行に基づく損害賠償の範囲は個別事例の特殊事情によるものまでは対象となっていないので注意が必要です。

ただし、特別損害の場合には別です。「特別

の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたとき」は、債務不履行による損害賠償の対象になります。

例えば、消費者Bさんが結婚式に着るために呉服店に留袖を注文した場合に、呉服店に「〇月〇日の結婚式に着用するためのものである」ことを説明して結婚式に間に合うように引渡期限を定めた場合を考えてみましょう。それなのに、呉服店が履行期限を守らなかったためにBさんは結婚式当日に購入した留袖を着ることができず、やむを得ず貸衣装を借りて出席したために、呉服店が契約を守れば出費しなくてもよかったはずの貸衣装代を出費しなければならなかったという場合の貸衣装代は、特別損害として損害賠償の対象となります。これは、呉服店からみても、留袖の引渡期限を守らなければ消費者は結婚式に着ることができないことは分かります。その場合には、消費者が代替手段として取った貸衣装を借りるという対処方法は合理的なものであり、呉服店からしても予想可能だからです。

もし、Bさんが呉服店との間で留袖の売買契約を締結する際に、自分の心の中では「この日までに仕上がって引渡しされれば結婚式には間に合うから」と考えたものの、呉服店に説明していなかった場合には、別です。この場合には、呉服店は、引渡期限に間に合わなければBさんが貸衣装を借りるなどの別の手段で結婚式に着用する衣装を調達しなければならないなどということは予想できません。つまり、貸衣装代は呉服店にとっては予想できないことです。留袖を購入する人は特定の日（結婚式）に着用することが常識的なことであり、呉服店は承知しているはずだとはいえません。したがって、貸衣装代は特別損害とはいえないのです。

損害賠償をめぐることは、いくらに査定するかも問題になることがあります。例えば、クリーニングに出したら店の不手際で紛失してしまったという場合、その損害はいくらと評価すべき



かという問題です。これは、「債務不履行が発生した時点の時価」という説明になります。

消費者によっては、「同等の新品を再度入手するためにかかる費用」と考える人もいるかもしれません。かなり昔の相談事例でイタリアで購入した洋服だったことから、再度同じものを買いに行く費用ということでイタリアまでの往復の旅費・宿泊料、現時点での為替レートでの購入価格の全額を支払ってもらいたいと求めた消費者がいたという話を聞いたことがあります。その衣類に愛着を持っていた消費者の心情はわかりますが、法的にはそのような請求は難しいと言わざるを得ません。購入して何回も着用した衣料品の時価の評価は大変難しいものです。このような事情があるので、クリーニング業界では「クリーニング事故賠償基準」を設けて迅速な紛争解決のために活用しているわけです。

4 金銭債権の特殊性

多くの消費者契約では、消費者は事業者に対して金銭を支払う金銭債務を負っています。金銭債務の場合の債務不履行の取り扱いは、現行の民法では一般的な債務不履行の原則とは違った次のような特殊な扱いとなっています。

第一に、金銭債務の債務不履行責任には債務者の帰責事由は必要とはされていません。支払期限に支払わなかった場合には、同時履行の抗弁があるというような支払いを拒絶できる法的権利がある場合は別ですが、帰責事由の有無にかかわらず債務不履行になるということです。

第二に、金銭債務の場合の損害賠償は、利率で決められ、実際に債権者がいくらの損害を被ったのかは問題にはしないということです。民法では、次のように定められています。

「金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をするこ

とを要しない。3 第1項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない」(419条)

支払期日に支払いを怠ると元本に遅延損害金を付加して支払わなければならないことになっています。この遅延損害金は、履行遅滞という債務不履行による損害賠償に該当するわけです。当事者間で遅延損害金の割合について契約で決めていなかった場合には、消費者同士の契約の場合には民法で定めている年5%です。契約当事者の一方、あるいは双方が商法上の商人に該当する場合には商法で定めた年6%です。

契約でこれよりも高い利率を定めた場合には、契約で定めた利率によります。

5 損害賠償額の予定

債務不履行による損害賠償は、契約で決めておくことができます。契約で決めておけば、債権者はいちいち損害の証明をする必要がないので便利だからです。民法では、これについて「当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない」(420条)と定めています。

ただし、消費者契約では対等当事者間で合理的な合意がなされるとは限らないので、消費者契約法9条で基準を定め、平均的な損害を超える場合や遅延損害金が年利14.6%を超える場合には、その超える部分を無効と定めています。

- * 1 契約当事者の双方が債務を負う契約のこと。消費者が事業者に代金を支払って商品を購入する契約などが典型的なもの。ウェブ版『国民生活』2014年2月号参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201402_11.pdf
- * 2 強制執行手続は裁判所に強制執行の申立てをして行います。相手の何を差し押さえるのかは強制執行の申立てをする債権者のほうで具体的に指定しなければなりません。不動産があるなら不動産の強制執行ができます。預貯金などがあるなら、その銀行の預貯金について債権に対する強制執行を行うことができます。このように強制執行をする場合には差し押さえる財産を具体的に指定する必要がありますので注意が必要です。判決をもらっても、相手の資産が分からない、あるいは相手に資産がない場合には結局は回収できない結果になります。
- * 3 ウェブ版『国民生活』2014年1月号参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201401_14.pdf
- * 4 裁判所はこの範囲の損害のことを「相当因果関係の損害」と言っています。最近の民法の教科書では「通常損害」という言い方をしているものが多いようです。いずれにしても、その意味する範囲にあまり違いはありません。